

ドント式による議会運営委員会選出委員数

○ 3 名以上の会派から委員を選出

(令和8年8月27日現在)

	生駒市議会公明党	絆	緑生	新風	合計
	3名	6名	3名	4名	
1	3.0	6.0	3.0	4.0	
2	1.5	3.0	1.5	2.0	
3	1.0	2.0	1.0	1.3	
4	0.8	1.5	0.8	1.0	
5	0.6	1.2	0.6	0.8	
6	0.5	1.0	0.5	0.7	
7	0.4	0.9	0.4	0.6	
委員	2名	4名	2名	2名	10名

令和8年7月10日

生駒市議会議長 片 山 誠 也 様

議会改革特別委員会委員長 梶 井 憲 子
(公 印 省 略)

議会改革特別委員会での検証結果の申入れについて

当委員会は、令和8年7月10日に委員会を開催し、議会運営及び議会基本条例について検証を行いましたので、検証結果について、下記のとおり報告いたします。

記

検証項目

議会基本条例第7条 パブリックコメント

検証結果

別紙のとおり議会基本条例を改正するとともに、「生駒市議会パブリックコメント手続要綱」及び「パブリックコメント手続に係る取扱基準」を策定する。



○生駒市議会基本条例の一部を改正する条例

生駒市議会基本条例(平成25年12月生駒市条例第36号)新旧対照表

現行	改正案
目次 前文	目次 前文
第1章 総則(第1条)	第1章 総則(第1条)
第2章 議会及び議員の活動原則(第2条・第3条)	第2章 議会及び議員の活動原則(第2条・第3条)
第3章 市民と議会との関係(第4条―第6条)	第3章 市民と議会との関係(第4条―第7条)
第4章 行政と議会との関係(第7条―第10条)	第4章 行政と議会との関係(第8条―第11条)
第5章 議会運営(第11条―第16条)	第5章 議会運営(第12条―第17条)
第6章 議員(第17条―第20条)	第6章 議員(第18条―第21条)
第7章 議会事務局の体制(第21条)	第7章 議会事務局の体制(第22条)
第8章 最高規範(第22条)	第8章 最高規範(第23条)
第9章 見直し手続(第23条)	第9章 見直し手続(第24条)
附則	附則
	(パブリックコメント手続) 第7条 議会は、議員又は常任委員会、特別委員会若しくは議会運営委員会が、 条例の制定又は改廃に係る議案を提出しようとするときは、パブリックコ メント手続を行うことができる。

第7条～第10条 略 第11条・第12条 略 (委員会活動) 第13条 常任委員会及び特別委員会(以下これらを「委員会」という。)は、専門性を生かして充実した議案の審査を行うとともに、市の諸課題に対して迅速かつ的確に対応するため、調査研究活動を行うものとする。 2 委員会 は、政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。 3 委員会 は、議案の審査並びに政策の立案及び提言を行うため、必要に応じてテーマを定めた調査研究を行うとともに、市民懇談会及び専門的知見を活用するものとする。 第14条～第16条 略 第17条～第20条 略 第21条 略 第22条 略 第23条 略	2 パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。 第8条～第11条 略 第12条・第13条 略 (委員会活動) 第14条 常任委員会及び特別委員会は、<u>は</u>、専門性を生かして充実した議案の審査を行うとともに、市の諸課題に対して迅速かつ的確に対応するため、調査研究活動を行うものとする。 2 常任委員会及び特別委員会は、政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。 3 常任委員会及び特別委員会は、議案の審査並びに政策の立案及び提言を行うため、必要に応じてテーマを定めた調査研究を行うとともに、市民懇談会及び専門的知見を活用するものとする。 第15条～第17条 略 第18条～第21条 略 第22条 略 第23条 略 第24条 略
---	--

生駒市議会パブリックコメント手続要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、生駒市議会（以下「議会」という。）のパブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、議員又は委員会の提案による条例の制定又は改廃に当たり、議会が説明責任を果たすとともに、市民等の多様な意見を的確に把握し、意思決定に生かすことを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、議員又は委員会が条例を制定又は改廃するに当たり、その趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く市民に公表し、市民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等の概要、提出された意見等に対する議員又は委員会の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) その他パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

（対象）

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
- (2) 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の

制定又は改廃（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）

- (3) 前各号に掲げるもののほか、特にパブリックコメント手続を実施する必要があると議長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものはパブリックコメント手続の対象としないものとする。

(1) 軽微な変更

(2) 他のパブリックコメントと同様の手続で意見聴取されたもの
(公表の方法)

第4条 議会は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、当該条例案の最終的な意思決定を行う前に相当の期間を設け、その素案を公表するものとする。

2 前項の規定により条例の素案を公表するときは、その素案を作成した趣旨、目的、背景等、その条例の素案を市民等が理解するために必要な参考資料を併せて公表するものとする。

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市議会のホームページへの掲載

(2) 議会事務局での閲覧又は配布

(3) 議長が指定する場所での閲覧又は配布

4 前項に定めるもののほか、議会報への掲載、報道機関への情報提供等の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。

5 第1項及び第2項の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、募集期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見の提出)

第5条 議会は、市民等が条例の素案についての意見等を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として3週間程度を目安として意見等の募集期間を定めるものとする。

2 前項の意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 議長が指定する場所への書面の持参又は送付
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 前3号に定めるもののほか、議長が適当と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名（法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）及び連絡先を明記しなければならない。

（意見等の取扱い）

第6条 議員又は委員会は、提出された意見等を考慮して条例案の意思決定を行うものとする。

2 議会は、提出された意見等の概要及びこれに対する議員又は委員会の考え方を公表するものとし、その条例の素案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 賛否の結論のみを示した意見
- (2) 内容が実施対象の内容に合致しない意見
- (3) 前条に規定する意見提出の定めに違反して提出された意見
- (4) 生駒市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年3月生駒市

条例第7号）第21条に規定する不開示情報が含まれている意見等

3 第4条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用

する。

(実施状況一覧の作成及び公表)

第7条 議長は、第4条第1項の規定により公表を行った条例の素案について、次に掲げる内容を記載した一覧を作成し、議会のホームページに掲載するものとする。

(1) 条例の名称

(2) 素案等の公表日及び意見等の募集期間

(3) 素案等の公表の方法

(4) 問合せ先

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

パブリックコメント手続に係る取扱基準（案）

- 1 次に掲げる要件を全て満たすものをパブリックコメントの対象として取扱うものとする。
 - (1) 2名以上の議員又は委員会の提出によるもの
 - (2) 条文形式が整っていること
 - (3) 法令との整合性があること
 - (4) 目的・背景・制度内容・合理的必要性が説明されていること
- 2 前規定にかかわらず、次に掲げるものは取り扱わないものとする。
 - (1) 思想、良心、信教、学問、集会、結社、若しくは表現の自由を損ねるおそれのある記載があるもの
 - (2) 公序良俗に反するおそれのある記載があるもの
 - (3) 特定個人又は団体に関して不当な言及と捉えられる記載があるもの
 - (4) 特定個人・団体への利益誘導を目的とするもの
 - (5) 特定の主義や思想、極端な主張に偏ったもの
 - (6) 市民に誤解、誤認を与えるおそれのある記載があるもの
 - (7) 議会運営委員会で取扱いを決定してから一年を経過していない、同趣旨の条例案で状況の変化が認められないもの
 - (8) その他、議会運営委員会の協議において適当でないと決定したもの
- 3 議会の組織や運営に関することを内容とする条例については、1の規定にかかわらず、委員会又は議会の総意又は決定により取り扱うものとする。

一般質問通告一覧表

日付	発言者順序 【質問方式】	発言の要旨
令和8年9月1日 (火)	1 伊木 まり子 【一問一答】	1 発達障がい（神経発達症）や発達に不安のあること もへの支援について
	2 改正 大祐 【一問一答】	1 大雨による市の対応は 2 病児保育の今後をどう考えるのか
	3 中尾 節子 【一問一答】	1 地域ポイント事業について
	4 成田 智樹 【一問一答】	1 食品の消費税率引下げに伴う影響及び対応について
2日 (水)	5 中嶋 宏明 【一問一答】	1 令和8年6月豪雨での風水害について
	6 竹内 ひろみ 【一問一答】	1 教職員の未配置問題と働き方改革について
	7 山下 一哉 【一問一答】	1 長期休業中の学童保育（放課後児童クラブ）におけ る昼食提供の導入について 2 児童生徒の携行品負担軽減（置き勉）とICT端末 の効果的な活用について
	8 塩見 牧子 【一問一答】	1 生駒南小学校・生駒南中学校整備事業及び生駒市総 合公園体育施設リニューアル事業が市の財政及び市 民サービスに及ぼす影響について 2 壱分北開発の諸問題について
	9 神山 さとし 【一問一答】	1 実証実験・社会実験について
3日 (木)	10 福中 眞美 【一問一答】	1 生駒市の未来をつくる都市機能の整備について
	11 高杉 千代子 【一問一答】	1 不登校児童生徒への支援の充実、学びの多様化学校 の整備と保護者支援について
	12 浜田 佳資 【一問一答】	1 生駒南小中学校の整備について 2 生駒駅周辺のトイレ「ゆとりっと」の整備について
	13 加藤 裕美 【一問一答】	1 いこまどんどこまつり納涼花火の打ち上げについて 2 自然環境の保全と防災・減災、災害に強いまちづく りについて
	14 橋本 宏淳 【一問一答】	1 本市の人口流出対策及び人口流入促進策について
4日 (金)	15 恵比須 幹夫 【一問一答】	1 水害対策について 2 化学物質過敏症（香害）対策について

議会運営委員会質疑通告一覧表

発言者順序	発言の要旨
1 改正 大祐	加藤裕美議員の一般質問「1 いこまどんどこまつり納涼花火の打ち上げについて」 いこまどんどこまつりは生駒市が主催ではなく、実行委員会形式で行われている。通告書の内容は市の事務又は実行委員会の事務局としての市の見解を問う質問という認識で良いか。

市長提出議案等一覧表

議案番号	議案名	備考
議案第 51 号	専決処分につき承認を求めることについて（令和 8 年度生駒市一般会計補正予算（第 3 回））	
議案第 52 号	令和 8 年度生駒市一般会計補正予算（第 4 回）	
議案第 53 号	令和 8 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）	
議案第 54 号	令和 8 年度生駒市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）	
議案第 55 号	令和 8 年度生駒市病院事業会計補正予算（第 1 回）	
議案第 56 号	生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 57 号	生駒市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 58 号	生駒市任期付市費負担教員の給与等に関する条例の制定について	
議案第 59 号	生駒市都市計画事業基金条例の制定について	
議案第 60 号	生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	
議案第 61 号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	
議案第 62 号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

議 案 番 号	議 案 名	備 考
議案第 63 号	生駒市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について	
議案第 64 号	生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 65 号	生駒市景観条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 66 号	財産の取得について	
議案第 67 号	財産の取得について	
議案第 68 号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	
議案第 69 号	市道路線の認定について	
議案第 70 号	市道路線の廃止について	
議案第 71 号	生駒市公平委員会委員の選任について	
議案第 72 号	生駒市教育委員会委員の任命について	
議案第 73 号	生駒市政治倫理審査会委員の解嘱について	
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	

決算議案等の審査方法について

○9月定例会の決算審査特別委員会の審査スケジュール

日 時	理 事 者 側 出 席 者	委 員 会 審 査
9月18日(金) 経済建設分科会 午前10時 開会	経済建設委員会 所管関係部署	・ 報告案件2件と決算認定7議案を一括議題 ・ 議案の質疑 ① 一般会計決算(経済建設委員会所管分) ② 公共施設整備基金特別会計決算 ③ 資金不足比率の報告と下水道事業会計剰余金の処分及び決算
9月24日(木) 厚生文教分科会 午前10時 再開	厚生文教委員会 所管関係部署	・ 議案の質疑 ① 一般会計決算(厚生文教委員会所管分) ② 介護保険特別会計決算 ③ 国民健康保険特別会計決算 ④ 後期高齢者医療特別会計決算 ⑤ 資金不足比率の報告と病院事業会計決算
9月25日(金) 企画総務分科会 午前10時 再開	企画総務委員会 所管関係部署	・ 議案の質疑 ① 健全化判断比率の報告と一般会計決算 (企画総務委員会所管分)
9月25日(金) 各決算議案の表決 企画総務分科会終了後	理事者と全部長	・ 議案ごとに分割して表決

○ 議案等に対する質疑等と答弁

簡潔に行うものとする。また、事業内容など、基本的な事項は各分科会委員が事前に調べ、質疑等を準備して審査に臨み、事業内容を確認するだけの質問や、他の分科会委員と重複する質疑等は行わない。

分科会外委員は、分科会委員による質疑等の終結後、質疑等を行うことができる。ただし、分科会委員が同会派の場合は、会派内で意見交換し、分科会委員に意見集約するように努める。無会派の分科会外委員は、質疑等が分科会委員又は他の分科会外委員と重複しないように留意する。

理事者の答弁は、適正かつ明快に行う。各分科会所管の議案等ごとに質疑等を終結した後、表決しない。

生駒市議会基本条例の一部を改正する条例

生駒市議会基本条例（平成２５年１２月生駒市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

目次中「第６条」を「第７条」に、「第７条―第１０条」を「第８条―第１１条」に、「第１１条―第１６条」を「第１２条―第１７条」に、「第１７条―第２０条」を「第１８条―第２１条」に、「第２１条」を「第２２条」に、「第２２条」を「第２３条」に、「第２３条」を「第２４条」に改める。

第６条に次の１項を加える。

２ 市民懇談会の開催に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第２３条を第２４条とする。

第８章中第２２条を第２３条とする。

第７章中第２１条を第２２条とする。

第６章中第２０条を第２１条とし、第１７条から第１９条までを１条ずつ繰り下げる。

第５章中第１６条を第１７条とし、第１５条を第１６条とし、第１４条を第１５条とする。

第１３条第１項中「（以下これらを「委員会」という。）」を削り、「常任委員会及び特別委員会」に改め、同条第２項及び第３項中「委員会」を「常任委員会及び特別委員会」に改め、同条を第１４条とする。

第１２条を第１３条とし、第１１条を第１２条とする。

第４章中第１０条を第１１条とし、第７条から第９条までを１条ずつ繰り下げる。

第３章中第６条の次に次の１条を加える。

（パブリックコメント手続）

第７条 議会は、議員又は常任委員会、特別委員会若しくは議会運営委員会が、

条例の制定又は改廃に係る議案を提出しようとするときは、パブリックコメント手続を行うことができる。

2 パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○生駒市議会基本条例の一部を改正する条例

生駒市議会基本条例(平成25年12月生駒市条例第36号)新旧対照表

現行	改正案
目次 前文 第1章 略 第2章 略 第3章 市民と議会との関係(第4条—<u>第6条</u>) 第4章 行政と議会との関係(<u>第7条—第10条</u>) 第5章 議会運営(<u>第11条—第16条</u>) 第6章 議員(<u>第17条—第20条</u>) 第7章 議会事務局の体制(<u>第21条</u>) 第8章 最高規範(<u>第22条</u>) 第9章 見直し手続(<u>第23条</u>) 附則 (市民懇談会) 第6条 略 第7条～第10条 略 第11条・第12条 略	目次 前文 第1章 略 第2章 略 第3章 市民と議会との関係(第4条—<u>第7条</u>) 第4章 行政と議会との関係(<u>第8条—第11条</u>) 第5章 議会運営(<u>第12条—第17条</u>) 第6章 議員(<u>第18条—第21条</u>) 第7章 議会事務局の体制(<u>第22条</u>) 第8章 最高規範(<u>第23条</u>) 第9章 見直し手続(<u>第24条</u>) 附則 (市民懇談会) 第6条 略 <u>2 市民懇談会の開催に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u> (パブリックコメント手続) <u>第7条 議会は、議員又は常任委員会、特別委員会若しくは議会運営委員会が、条例の制定又は改廃に係る議案を提出しようとするときは、パブリックコメント手続を行うことができる。</u> <u>2 パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u> 第8条～第11条 略 第12条・第13条 略

(委員会活動)

第13条 常任委員会及び特別委員会(以下これらを「委員会」という。)は、専門性を生かして充実した議案の審査を行うとともに、市の諸課題に対して迅速かつ的確に対応するため、調査研究活動を行うものとする。

2 委員会は、政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。

3 委員会は、議案の審査並びに政策の立案及び提言を行うため、必要に応じてテーマを定めた調査研究を行うとともに、市民懇談会及び専門的知見を活用するものとする。

第14条～第16条 略

第17条～第20条 略

第21条 略

第22条 略

第23条 略

(委員会活動)

第14条 常任委員会及び特別委員会は、専門性を生かして充実した議案の審査を行うとともに、市の諸課題に対して迅速かつ的確に対応するため、調査研究活動を行うものとする。

2 常任委員会及び特別委員会は、政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。

3 常任委員会及び特別委員会は、議案の審査並びに政策の立案及び提言を行うため、必要に応じてテーマを定めた調査研究を行うとともに、市民懇談会及び専門的知見を活用するものとする。

第15条～第17条 略

第18条～第21条 略

第22条 略

第23条 略

第24条 略

陳情書等一覧表

受 理 年 月 日	整 理 番 号	件 名
令和8年8月17日	陳情第 2 号	高山第2工区に係る現行まちづくりプランの更新及び里地里山生態系等資源活用・収益事業実施に関する要請書
令和8年8月20日	陳情第 3 号	物価高騰に見合う年金額の改定を求める意見書の採択に関する要請書

委員会所管事務調査一覧表

企画総務委員会

調査事項	(1) 窓口DXに伴う行政組織の改編及び庁舎1階のリニューアルについて (2) 第6次総合計画基本構想の評価及び第3期基本計画策定の着手報告について (3) 行政経営会議の役割について
目的	(1) 窓口DXに伴う行政組織の改編及び庁舎1階のリニューアルについて調査するため (2) 生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例第4条第1項の規定に基づく報告を受けるため (3) 当委員会のテーマを定めた調査について協議するため
方法	企画総務委員会で調査
期間	令和8年9月11日

厚生文教委員会

調査事項	令和7年度生駒市立病院実施状況調査報告書について
目的	令和7年度生駒市立病院実施状況調査の結果について調査するため
方法	厚生文教委員会で調査
期間	令和8年9月10日

経済建設委員会

調査事項	(1) 学研高山地区第2工区事業進捗の報告について (2) 生駒市公共施設等総合管理計画(案)及び生駒市個別施設計画(案)に係るパブリックコメントの実施について (3) 生駒市の農業政策について
目的	(1) 学研高山地区第2工区事業進捗の報告について調査するため (2) 生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例第4条第1項の規定に基づく報告を受けるため (3) 当委員会のテーマを定めた調査について協議するため
方法	経済建設委員会で調査
期間	令和8年9月9日

委員会所管事務調査報告一覧表

厚生文教委員会

調査事件	調査の経過	調査の結果又は概要
テーマを定めた調査の実施について	令和8年7月10日に委員会を開催し、調査するテーマ等を協議した。	当委員会として、「高齢者の孤立・孤独対策について」及び「体育施設（体育館）の複合化、集約化について」をテーマとして調査を実施することを決定した。

委員会審査報告一覧表

議会改革特別委員会

審査事件	審査の経過	審査の結果又は概要
議会運営及び 議会基本条例 の検証について	令和8年7月10日に委員会を開催し、前期の当委員会からの申送り事項について協議を行った。	検証事項「議会基本条例第7条パブリックコメント」については、正副委員長で作成した議会基本条例の改正案を提示し、資料のとおり議会基本条例を改正することに決定するとともに、検証結果を議長に申し入れることに決定した。

令和8年 生駒市議会 第6回（9月）定例会

日 時 令和8年9月1日（火）
 午 前 1 0 時 開 会
 場 所 議 会 議 場

議事日程（第1号）（案）

順位	議案番号	審 議 件 名	摘 要
		開会宣告	
		諸般の報告	
		市長招集挨拶	
		開議宣告	
日程 第1		会期の決定	
日程 第2		会議録署名議員の指名	
日程 第3	議案第51号	専決処分につき承認を求めることについて（令和8年度 生駒市一般会計補正予算（第3回））	
日程 第4	議案第71号	生駒市公平委員会委員の選任について	
日程 第5	議案第72号	生駒市教育委員会委員の任命について	
日程 第6	議案第73号	生駒市政治倫理審査会委員の解嘱について	
日程 第7	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ いて	

順位	議案番号	審議件名	摘要
日程第8	報告第8号	令和7年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について	追送予定
日程第9	報告第9号	令和7年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について	追送予定
日程第10	議案第52号	令和8年度生駒市一般会計補正予算（第4回）	
日程第11	議案第53号	令和8年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第1回）	
日程第12	議案第54号	令和8年度生駒市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）	
日程第13	議案第55号	令和8年度生駒市病院事業会計補正予算（第1回）	
日程第14	議案第56号	生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第15	議案第57号	生駒市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第16	議案第58号	生駒市任期付市費負担教員の給与等に関する条例の制定について	
日程第17	議案第59号	生駒市都市計画事業基金条例の制定について	
日程第18	議案第60号	生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	
日程第19	議案第61号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	

順位	議案番号	審 議 件 名	摘 要
日程 第20	議案第 62 号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第21	議案第 63 号	生駒市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について	
日程 第22	議案第 64 号	生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第23	議案第 65 号	生駒市景観条例の一部を改正する条例の制定について	
日程 第24	議案第 66 号	財産の取得について	
日程 第25	議案第 67 号	財産の取得について	
日程 第26	議案第 68 号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	
日程 第27	議案第 69 号	市道路線の認定について	
日程 第28	議案第 70 号	市道路線の廃止について	
日程 第29	議案第 74 号	令和 7 年度生駒市一般会計決算の認定について	追送 予定
日程 第30	議案第 75 号	令和 7 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について	追送 予定
日程 第31	議案第 76 号	令和 7 年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について	追送 予定

順位	議案番号	審 議 件 名	摘 要
日程 第32	議案第 77 号	令和 7 年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について	追送 予定
日程 第33	議案第 78 号	令和 7 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	追送 予定
日程 第34	議案第 79 号	令和 7 年度生駒市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	追送 予定
日程 第35	議案第 80 号	令和 7 年度生駒市病院事業会計決算の認定について	追送 予定
日程 第36		一般質問	

令和8年生駒市議会9月定例会会期日程表(案)

会期:9月1日～30日までの30日間

月	日	曜日	時 間	会 議	通告書等提出締切日
8	28	金			15時 資料請求 17時 質疑・討論
	29	土			
	30	日			
	31	月			
9	1	火	10時 本会議散会后	開会 全員協議会	
	2	水	10時	再開	17時 追加議案に対する討論
	3	木	10時	再開	
	4	金	10時	再開	
	5	土			
	6	日			
	7	月			15時 決算議案等に対する資料請求 17時 所管事項に関する発言
	8	火			
	9	水	10時 経済建設委員会終了後	経済建設委員会 予算委員会(経済建設分科会)	
	10	木	10時 厚生文教委員会終了後	厚生文教委員会 予算委員会(厚生文教分科会)	
	11	金	10時 企画総務委員会終了後	企画総務委員会 予算委員会(企画総務分科会)	
	12	土			
	13	日			
	14	月	13時	議案説明会(決算議案等)	17時 議会報原稿
	15	火	10時	予算委員会	
	16	水			
	17	木			
	18	金	10時	決算審査特別委員会(経済建設分科会)	
	19	土			
	20	日			
	21	月			
	22	火			
	23	水			
	24	木	10時	決算審査特別委員会(厚生文教分科会)	
	25	金	10時	決算審査特別委員会(企画総務分科会)	
	26	土			
	27	日			
	28	月			17時 討論等
	29	火			
	30	水	10時	再開	